

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 8年1月5日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (088-675-3701) (月～金曜日 9:00～17:00)

管理責任者 森 美智子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	(有) 明日香ライフケア 明日香指定居宅介護支援事業所
所在地	徳島県名西郡石井町浦庄字下浦 339 番地 3
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (徳島県 第 3671200172 号)
サービスを提供する実施地	徳島市 名西郡 吉野川市 阿波市 板野郡 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制 管理者 1名 介護支援専門員 1名 (管理者含)

事務員 1名

(3) 営業時間 月～金曜日 午前9時から午後17時まで

休日: 土・日・祝日・8月12日～8月15日・12月30日～1月3日(電話連絡可能)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所は、利用者に対して、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い居宅サービス計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営の方針	① 当事業者の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な居宅サービス、保険医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように援助を行います。 ② 当事業者は、利用者の意思を尊重し不当な身体拘束等尊厳を脅かすことのないよう配慮するとともに、提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行います。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

5. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けます。

(居宅介護支援利用料)

①介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合

要介護 1・2 10,860円 要介護 3・4・5 14,110円

②加算算定について

初回加算	300 単位	新規居宅サービス計画を作成及び介護状態区分が 2 区分変更時 (退院・退所加算と重複不可)
入院時情報連携 (I)	250 単位	利用者が入院した日の内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携 (II)	200 単位	利用者が入院してから 4 日以上 7 日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	450 単位	600 単位
連携 2 回	600 単位	750 単位
連携 3 回	×	900 単位
緊急時等居宅カンファレンス	200 単位	病院・診療所の求めにより職員と共に利用者宅を訪問しカンファレンスを行い、居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算	50 単位	診察に同席し医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う (月 1 回が限度)
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	※下記記載参照

※退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する事を算定要件とする。

※ターミナルケアマネジメント加算は末期の悪性腫瘍の利用者またはその家族から下記の内容同意を得た上で算定します。

- ①ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常より頻回に訪問すること
- ②担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること
- ③把握した心身の状況等情報を記録すること
- ④把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること
- ⑤必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること

※看取り期の利用者様の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、死亡によりサービス利用に至らなかった場合に於いても、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービス提供がされたものと扱うことが適当と認められるケースでは、居宅介護支援の基本報酬の算定をします。

③減算について

特定事業所集中減算	200 単位	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中した場合 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
運営基準減算 (基本単位数にたして)	50%	運営基準に沿った適切な居宅介護支援が提供できていない場合

④交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

⑤解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治医又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせて頂きます。

そのために、入院、受診時等には当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。

7. 公正・中立性の確保に資する対策

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について別紙記載にて利用者の説明を行います。

- ①前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

8. 身体拘束等の適正化

事業所は利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 高齢者虐待防止の推進

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

10. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目標にします。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は速やかに事務局にて対応するとともに、保険者に報告するものとします。

12. 個人情報の取り扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

(3) 個人情報の内容（例示）

①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

②認定調査票（各調査項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見

③その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

13. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口（公共機関相談窓口）

国民健康保険団体連合会	電話 088-666-0117	阿波市介護保険課	電話 088-336-6814
徳島県長寿社会課	電話 088-621-2168	石井町長寿社会課	電話 088-674-6111
介護保険審査会	電話 088-621-2214	神山町健康福祉課	電話 088-676-1114
徳島市介護ながいき課	電話 088-621-5586	上板町福祉保健課	電話 088-694-6810
吉野川市介護保険課	電話 088-322-2264	板野町福祉保健課	電話 088-672-5986

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

14. その他

*利用申込者の判断能力に障がいがある場合及び、何らかの理由で署名できない場合には、家族・代理人・成年後見人等との契約又は第三者の立会人を求めます。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ・ 利用者の入退院時は医療連携を図る事とし、入院時には医療機関に担当ケアマネの氏名の提供を行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

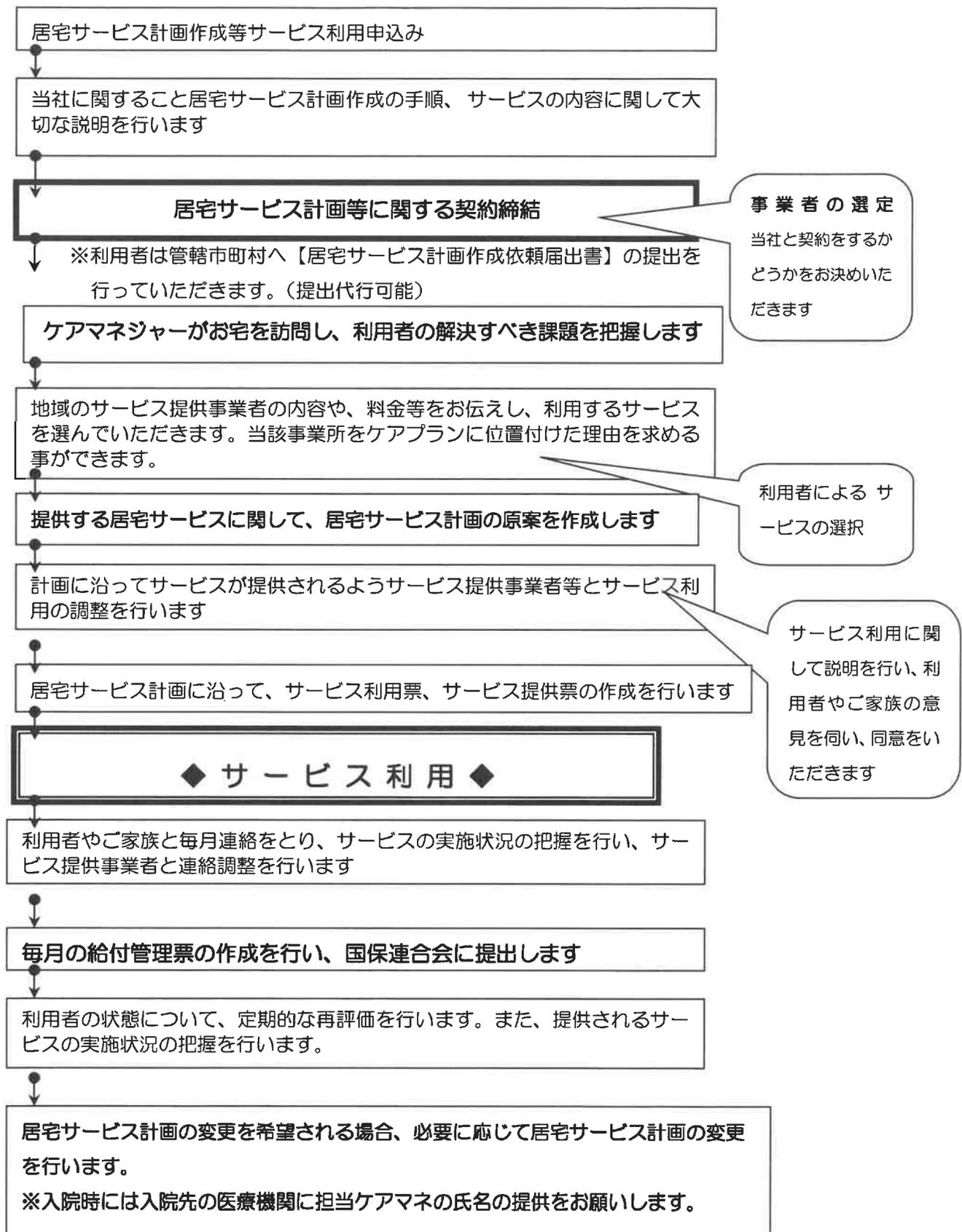
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【 事 業 者 】 (有) 明日香ライフケア
代表取締役 橘 佐知子 ⑩

【 事 業 所 】 (有) 明日香ライフケア明日香指定居宅介護支援事業所

【 説 明 者 】 氏名 森 美智子 ⑩

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所

氏 名

⑩

【 利 用 者 家 族 】

住 所

氏 名

(続柄)

⑩

【 代 理 人 】

住 所

氏 名

(続柄)

⑩